

議題（3）

石油化学製品の海上物流に関する適正化・生産性向上
に向けた自主行動計画について

石油化学製品の海上物流に関する適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2025 年 3 月

石油化学工業協会
全国内航タンカー海運組合
日本内航海運組合総連合会

石油化学工業協会の所属各社及び全国内航タンカー海運組合の組合員並びに日本内航海運組合総連合会を構成する組合員に所属する各内航海運業者においては、石油化学製品の海上物流における適正化・生産性向上を図るべく、次に掲げる諸事項に徹底的に取り組んでまいります。

また、石油化学製品の海上輸送に関して、荷主企業と内航海運業者とは、お互い協力し、輸送に携わる荷役作業、船員等の労働環境の改善並びに安全衛生の保持に努め、持続可能な海上輸送の実現を目指します。

1 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) ガイドライン¹に基づく取組

■基本的取組

① 荷待ち・荷役作業等時間の基本的ルール

荷主は、内航海運業者に対し、運送契約にない陸側で行うべき荷役作業等はさせないよう努めます。

また、荷主は、貨物の荷役作業を積地又は揚地の慣習に従い、相当と認められる時間内にできるだけ迅速に行い、船舶の運航者と運航情報を共有し、荷役時間の短縮に努めます。

さらに、内航海運業者が内航海運業法・船員法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行います。

※バースの都合によって、夜間荷役となった場合は、船員法に定められた労働時間を守ることが厳しくなり、休憩時間を取った後の出航となり、航海時間の長期化（次の港の入港が遅れる）に繋がることから、基本的に夜間荷役は行わないよう配慮した荷役スケジュールとします。

② 海上輸送の作業環境と責任

石油化学製品の海上輸送にあたり、発着荷主、船舶、船員や陸上作業者は互いに対等な立場である事を認識し良好な作業環境を保持します。また、石油化学製品の海上輸送にタンカーを用いる場合、原則としてタンカーマニホールドフランジ端面においてタンカー側を内航海運業者の費用と責任、陸上側を荷主（発荷主及び着荷主）の費用と責任とし、荷役作業の安全に努めます。

¹ 2023 年 6 月に経済産業省・農林水産省・国土交通省が策定した『物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン』

③ 船舶の設備に応じた人員配置による労務負担軽減

内航海運業者は、貨物タンクの液面監視システムや荷役の自動化システムが導入されている船舶において、それらの機器等を活用し、安全が確認できる場合、必要以上の船員の配置は要請せず、船員及び人員配置により船員及び作業員の労務負担の軽減を目指し、発着荷主はこれらの実現に向けた協力を努めます。

④ 積揚荷役業務の効率化に資する人員・機材等の配置

指定時刻に入港した船舶において、陸上作業員待ち等の着棧・荷待ち時間が発生しないよう、適正な数の作業員等、荷役に必要な機材・人員の配置に努めます。また、荷役業務の効率化を進めるため設備の更新等に取り組みます。

⑤ サンプル検査の効率化・輸送中の品質保持

貨物の積載後に槽内サンプル検査等が必要な場合は、荷役作業中の船員の労働時間が超過しないようサンプル検査に掛かる時間を短縮することに努めます。また封印の廃止に努めます。

⑥ 荷役設備の標準化

石油化学製品荷主は、タンカー荷役の効率化、安全性を向上させるため、出来る限り荷主管理下にある施設でのローディングアーム化を進め、ローディングアームを設備できない場合においては陸上側で荷役ホースを整備することに努めます。

これらの整備が行われない場合においては、タンカー側の荷役ホースを使用することとしますが、荷役準備等の効率化のため、接続フランジサイズを統一し接続をカムロック化するよう努めます。

■ 運送契約の適正化

⑦ 運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とします。また、契約書式に関しては、『内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン』（国土交通省 海事局作成）に準じた、公平かつ適正な契約関係を維持します。

⑧ 契約内容の明確化

『内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン』（国土交通省 海事局作成）に従い契約内容の明確化を行います。

⑨ 燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

内航海運業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分及び下落分を運賃・料金に適切に転嫁できるよう努めます。

⑩ 内航海運業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、荷主と内航海運業者はお互い積極的に協議の場を設けます。

⑪ 運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、船員の働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組み（「みんなで創る内航」推進運動の認証等）をしている内航海運業者を積極的に活用します。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑫ 異常気象時等の運航の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、船舶・船員等の安全を確保するため、運航の中止・避難等が必要と船長が判断した場合は、その判断を尊重します。

⑬ 荷役作業時の安全衛生対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順に関する打合せ、乗下船の安全通路の確保等の対策を講じるとともに、責任範囲を明確化します。

また、猛暑時期、寒冷時期において防爆対策がなされた、船員の熱中症対策、防寒対策に効果的な対策グッズ等の導入に協力し、労働災害防止に努めます。

（２）業界独自の取組

■海上輸送及び船員労働の特殊性への配慮

① 海洋環境の保護

石油化学製品の荷役後の残液、法的に陸上回収の必要な洗浄水については、海洋環境の保全を念頭に、相互に協力して陸上で回収できる体制の整備に努めます。

② 船員の日常生活への配慮

石油化学製品を輸送する船舶の着岸時に関して、船員の日常生活をサポートするため、給水設備の維持、必要備品の積込み、ゴミの回収（船側の責任で対応）、船員の上陸、供食などのサポートが受けられるよう、荷主として、出来る限り協力します。

③ 契約に定めのない事項について

契約に定めのない事項についても、必要に応じて荷主・内航海運業者間で個社の事情に合わせた具体的な内容を定めた保安協定書等を交わすなど、適正な海上輸送の維持に努めます。

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化

① 運送を考慮した出荷予定時刻の設定

船員が輸送先まで余裕を持って運航することが可能なスケジュールが組めるよう当該船舶とバースの状況に応じて対応可能な範囲で協力するよう努めます。

(2) 業界独自の取組

■内航海運業界との連携強化

① 安定・効率輸送協議会への参加

内航海運業者との連携強化のため、荷主企業、内航海運業者、国土交通省から構成される「安定・効率輸送協議会」（事務局：国土交通省）に積極的に参加します。

② 石油化学製品部会への参加

安定・効率輸送協議会の下に設置された産業基礎物資の輸送品目ごとの部会の1つである石油化学製品部会において、具体的な貨物輸送における課題解決に努めます。

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化

① 納品リードタイムの確保

発荷主事業者や内航海運業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを確保するよう努めます。

(2) 業界独自の取組

■石油化学製品の海上貨物輸送に関する情報収集

① 船舶・荷役現場における情報収集

石油化学製品の船舶の荷役作業に関して課題が報告された場合には、船員や陸上作業員から情報収集を行い、現場における具体的課題解決に努めます。

② 発荷主事業者との連携強化

石油化学製品輸送に関して課題が発生した場合は、発・着荷主事業者と情報共有を行うことで、具体的な貨物輸送における課題解決に努めます。

4. 内航海運業者としての取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■海上物流業務の効率化・合理化

① 業務時間の把握・分析

荷主事業者による取組の前提として、運航時間、出入港作業時間及び荷役スケジュールによるバース待ち時間及び荷役作業等（積荷・揚荷・附帯業務）にかかる時間を把握・分析し、海上物流業務の問題・課題を明らかにするなど、生産性向上に向けた改善活動を実施します。

■労働環境改善に資する措置

② 長時間労働の抑制

荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、船員法等を遵守できるかどうか確認するとともに、他社に運送等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が船員法等を遵守できるかどうか確認する。船員法等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析、改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施します。

■運賃の適正収受に資する措置

③ 運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的な方法を原則とします²。

④ 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします³。

⑤ コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組

船員の労務費、船舶建造費、船舶保守費用、燃料費等の運送に係るコスト上昇分や、運送契約に含まれない荷役作業等への対価の実費については、実運送事業者が収受すべきものとして、荷主事業者等に対し、必要コスト負担について申し入れ、運送・取引条件の見直し提案などの協議を実施します。

また、他の内航海運業者に運送を委託する場合にあっては、当該事業者は、委託先の下請事業者が実運送事業者に対して実運送に係る必要な対価を適正に支払っているか確認します。

² 内航海運業法 第9条第1項及び第2項

内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン：<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001470912.pdf>

³ 内航海運業法施行規則第11条の2第2項：契約書式に記載しなければならない事項

⑥ 契約内容の見直し

運送実態等と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施します。

⑦ 下請取引の適正化

下請に出す場合、③から⑥までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

(2) 内航海運業界独自の取組

■ 荷主との連携強化

① 安定・効率輸送協議会への参加

荷主との連携強化のため、荷主企業、内航海運業者、国土交通省から構成される「安定・効率輸送協議会」（事務局：国土交通省）に積極的に参加します。

② 石油化学製品部会への参加

安定・効率輸送協議会の下に設置された産業基礎物資の輸送品目ごとの部会の1つである石油化学製品部会において、具体的な貨物輸送における課題解決に努めます。

以上